

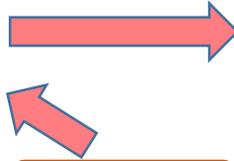
目的

医療機関が実施する、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者に対する特殊勤務手当の支給に要する経費を支援する。

支援スキーム

①：特殊勤務手当の支給※

感染症指定医療機関
入院協力医療機関
帰国者・接触者外来



診療等に関わる医療従事者
(医師、看護師等)

※4月以降に支給した手当が対象（県内で最初の検体検査を実施した2月17日以降、対応した医療従事者に対して遡って手当を支給する場合も対象）

②：①の支給実績に応じて相当額を支援
※2月28日以降に新規または増額したものに限り

県

- 交付先：県の要請により、患者の入院医療又はその疑いのある者の検体採取等を行う医療機関
- 交付率：定額（上限額の範囲内で全額支援）
- 対象経費：特殊勤務手当の支給に要する経費

支援額

- 従事1日当たり3,000円以内
- ただし、以下の作業に従事した場合には1日当たり4,000円以内
 - ・ 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
 - ・ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業

⇒ 極めて過酷な状況下において対応されている医療従事者の処遇改善を図る

補助対象作業例

- ・ 患者等の身体に直接接触する作業 → 日額4,000円を上限
- ・ 患者等に接して（同じ空間で）行う作業 → 日額3,000円を上限

外来での検査対応（帰国者・接触者外来、保健所からの依頼検査等）

上限4,000円/日の対象作業



上限3,000円/日の対象作業



病棟での対応

（上限4,000円/日の対象）



補助対象外

- ・ 外来やCT撮影室の消毒作業
- ・ 病棟や診察室外で患者から採取した検体を取り扱う作業
- ・ 距離を取って患者を誘導する作業



新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の支給対象作業例

補助対象（支給上限額）の考え方

- ・患者等（発熱等疑似患者・濃厚接触者を含む）の身体に直接接する作業→日額4,000円
- ・その他患者等に接して（同じ空間で）行う作業→日額3,000円（うち長時間（概ね1時間以上）接する作業は日額4,000円）

対応相手	従事する場所	作業従事者	作業の内容	患者等との接触	支給上限額
発熱等 疑似患者 ・ 濃厚 接触者	帰国者・ 接触者外来	医師	診察・検体採取	疑いの方と直接接する	4,000
		看護師等	診察・検体採取介助	疑いの方と同じ空間	3,000
	一般外来 （保健所から依頼された来院者への 検査対応）	医師	診察・検体採取	疑いの方と直接接する	4,000
		看護師等	診察・検体採取介助	疑いの方と同じ空間	3,000
	救急外来 （救急患者に対するPCR検査対応）	医師	診察・検体採取	疑いの方と直接接する	4,000
		看護師等	診察・検体採取介助	疑いの方と同じ空間	3,000
	CT室	放射線技師	CT撮影室内での患者対応	疑いの方と直接接する	4,000
		放射線技師	CT操作室内での撮影	疑いの方と同じ空間	3,000
	病棟	医師	診察	疑いの方と直接接する	4,000
		看護師	看護	疑いの方と直接接する	4,000
陽性患者	CT室	放射線技師	CT撮影室内での患者対応	患者と直接接する	4,000
		放射線技師	CT操作室内での撮影	患者と同じ空間	3,000
	病棟	放射線技師	ポータブル撮影	患者と直接接する	4,000
		臨床工学技士	人工呼吸器操作	患者と直接接する	4,000
		医師	診察	患者と直接接する	4,000
		看護師	看護	患者と直接接する	4,000

※補助対象外の業務

- ・外来やCT撮影室の消毒作業、病棟や診察室以外で患者等から採取した検体を取り扱う作業。距離を取って患者を誘導する作業。